

令和7年9月吉日

お客さま 各位

<重要なお知らせ>

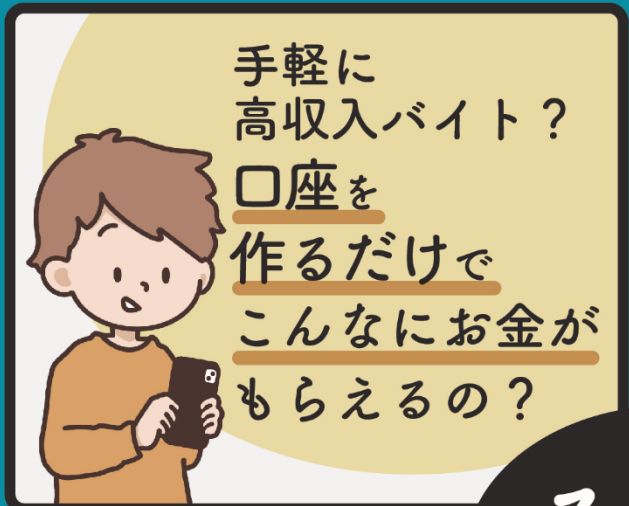
預金口座の売買・譲渡は「犯罪」です

預金口座を売る行為・買う行為、譲渡する行為・譲受する行為、貸す行為・借りる行為、いずれも犯罪行為であり、逮捕・起訴されて刑罰を受ける恐れがあります。

口座の売買・譲渡等の話を持ちかけられても、絶対に応じないでください。

当金庫の預金口座が売買・譲渡等に利用されたと判明した場合は、預金規定にもとづき口座の利用を停止、または預金者に通知することにより口座を解約させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。



手軽に
高収入バイト？
口座を
作るだけで
こんなにお金が
もらえるの？



もう使ってないし…
この口座、
欲しい人に
貸していいかな

それ、
犯罪
です！



マネロン・金融犯罪対策
キャラクター
マネっちゃん

**口座を売ったり貸したりすると
罪になります！**

他の金融機関でも口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください



特殊詐欺対策ページ
で詳細をチェック！

